

広告の内容等について

「環境基本計画小学生用啓発冊子広告掲載取扱要綱」に基づき、広告の範囲を次のとおりとします。

(広告の範囲)

第2条 小学生用冊子に掲載できる広告は、環境への配慮や環境保全等環境に関する普及啓発を行うものとする。

2 前項の規定に関わらず、次の各号に該当する広告は、掲載することができない。

- (1) 小学生用冊子の公共性、中立性又はその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に該当するもの
- (3) 政治活動、宗教活動又は個人若しくは団体等の意見広告に係るもの
- (4) 青少年の健全育成に反するもの
- (5) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (6) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (7) その他、掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの

その他、広告の内容は、環境啓発に関連するものとし、商品やサービスの広告等、内容が「環境基本計画小学生用啓発冊子」にふさわしくないと考えられる場合、広告の掲載をお断りする場合があります。

又、以下の項目にも御注意ください。

- (1) 人権侵害、名誉毀損、各種差別的なものでないこと。
- (2) 法律で禁止されている商品又は無認可商品、粗悪品及び不適切なサービスを提供するものでないこと。
- (3) 第三者を誹謗、中傷又は排斥するものでないこと。
- (4) 大げさな表現や根拠のない表現(世界一、日本一、一番など)は用いないこと。
- (5) 射幸心を著しくあおる表現(今しかない、最後のチャンスなど)は用いないこと。
- (6) 肖像権・著作権の使用については、無断使用がないか確認すること。
- (7) 広告主の所在地及び連絡先を明確に表示すること。特に電話番号は固定電話とし、携帯電話の表示は不可とする。
- (8) その他、サービスを利用するにあたって有利であると誤解を招くような表現は用いないこと。(例：相模原市事業受託事業者 など)
- (9) 相模原市暴力団排除条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等及び同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものによる応募広告でないこと。